

# 核物質防護に関わる不適合案件の公表方針

2025年6月24日  
東京電力ホールディングス株式会社

- 核物質防護上の不適合<sup>(注)</sup> 案件（核物質防護に関わる設備上のトラブル、ヒューマンエラーなど）は、**防護措置の脆弱性が公にならない範囲と時期において公表することを原則**とする
  - ただし、犯罪や不正行為に該当した場合の情報公開の取扱いは、治安機関と別途協議のうえ個別に判断
- 上記案件のうち**重大な事案については、原子力規制委員会による評価受領後のタイミングなど、防護措置の脆弱性解消の確認を得た後、プレスリリース等によりお知らせ**
  - その他軽微な事案は、防護措置の脆弱性解消を確認後、当社ＨＰで適宜公開
- 公表に際しては、現行のプラント設備トラブル等に適用している公表区分に準じた**「核物質防護に関わる公表基準」に照らして判断**

(注) 「不適合」とは、法律等で報告が義務づけられているトラブルや、設備の点検で見つかる機器の故障など、発電所の設備や業務の安全性及び信頼性の確保に必要な要求事項を満たしていない状態をいいます。  
核物質防護に関する不適合は、「核物質防護に関わる不適合案件の公表方針・公表基準」に基づき、本ホームページで公表しています。